

令和6年4月19日

関係所属長 様

一般財団法人広島県教育職員互助組合事務局長

一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則の一部改正について（通知）

1 改正の内容

掛金の計算の基礎となる組合員の給料について、条例の規定により、給料表に定める給料が調整される場合は、調整後の給料であることを追記しました。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (略)</p> <p>(6) 給料 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定による条例の適用を受ける職員にあっては当該条例に規定する給料表に定める給料 <u>(条例の規定により、給料表に定める給料が調整される場合は調整後の給料)</u>で月額のもの、その他の職員にあってはこれに準ずる給与をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (略)</p> <p>(6) 給料 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定による条例の適用を受ける職員にあっては当該条例に規定する給料表に定める給料で月額のもの、その他の職員にあってはこれに準ずる給与をいう。</p>

2 施行日

令和6年4月1日

担当 吉岡

電話 (082) 228-1386